

佐賀県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年三月三十一日から平成二十三年五月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

| 道路の種類 及び路線名 | 道路の区域 | |
|----------------|--|------------|
| | 区 | 間 |
| 一般国道 二〇四号 | 唐津市二夕子二丁目五二番 一地先から 唐津市西唐津一丁目六一番 番三〇地先まで | 変更前 後の別 |
| | | 幅員 メートル |
| | | 延長 メートル |
| | 前 | 後 |
| | 一八・〇 | 一八・〇 |
| | 二二九・〇 | |